

福 議 委 号
平成 2 6 年 6 月 1 3 日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

経済福祉常任委員会
委員長 木 村 隆

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、福島町議会定例会 3 月会議(平成 2 6 年 3 月 6 日)において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第 1 4 7 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調 査 事 件	1 (17) その他所管に関する事項について (町営住宅長寿命化計画について)
調 査 期 間	平成 2 6 年 5 月 2 1 日 (1 日間)
出 席 委 員	委員長 木 村 隆 委員 平 沼 昌 平 委員 加 藤 雅 行 委員 花 田 勇 雄 委員 藤 山 大 委員 平 野 隆 雄
欠 席 委 員	なし
委員外議員	議員 熊 野 茂 夫
職務のため 出席した議員	議長 溝 部 幸 基
出席説明員	町 長 佐 藤 卓 也 副 町 長 竹 下 泰 弘 建設課長 木 村 文 年 建設課課長補佐 紙 谷 一 財務課長 横 内 俊 悦
議会事務局職員	議会事務局長 石堂 一志 議会グループ次長 前田 勝広 議会グループ主事 沢田 元気

[委員会意見]

調査事件 1 (17) そのた所管に関する事項について (町営住宅長寿命化計画について)

(平成 26 年 5 月 21 日調査)

福島町の公共賃貸住宅を団地別・棟別に事業内容（修繕・改善・建替え）と実施時期を定めた、建物の長寿命化を図る計画が示された。

建物や設備の老朽化・故障等の問題が顕在化する前に、必要な措置を講じる予防保全的な取り組みの実施内容を調査したところであり、質疑、意見交換、討議の確認内容及び結果は次のとおりです。

【調査の論点と意見】

(1) 三岳改良住宅の建設整備について

本計画にある三岳改良住宅 14 棟 50 戸を平成 30 年度から順次、建替していくことは理解します。しかし、建替にあたっては、今後の人口及び世帯数の的確な予測と入居者の意向をきちんと把握し、町づくりの方向性における公営住宅整備についてのコンセプトを示していただきたい。

(2) 民間事業者との協働について

町内においても、民間事業者によるアパートや戸建住宅を住宅困窮者に提供し、町の住宅施策の一躍を担っていただいています。また、全国的には民間事業と行政とが P F I 方式により住宅建設を行っている事例も多くあります。当町においても、これら民間事業との協働による住宅整備についても積極的に検討していただきたい。

(3) 個別改善計画について

建築年度が古い住宅の居住環境の向上を図るため、3 箇所給湯（台所、浴室、洗面所）の個別改善を本計画に基づき適切に進めていただきたい。

(4) 公共施設等総合管理計画について

本年 4 月に総務省が地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、速やかに「公共施設等総合管理計画」の策定を要請する通知がなされています。

この通知では、全ての公共施設を対象に、現状や課題を客観的に把握・分析し、施設全体の管理に関する基本的な方針を定めた公共施設等総合管理計画（以下、

国では行動計画としている)を策定し、これを基本に学校、河川、道路等の個別施設計画を策定し、それぞれの長寿命化を具体的に進める内容となっており、策定のための指針も示されています。

また、計画策定に要する経費については、平成 26 年度から 3 年間にわたり特別交付税措置(措置率 1/2)をすることとし、この計画に基づく公共施設等の除却(主として有形固定資産の取り壊しや廃棄する行為のこと)についても、地方債の特例措置を創設し、平成 26 年度以降当分の間、地方債(充当率 75%)を手当することとしています。

このような中で、当町は当該通知に先行し、昨年より「福島町公共施設維持保全計画」の策定を進めていますが、当該計画は建物のみに限定したもので、学校施設と町営住宅を対象外としています。

以上から、福島町公共施設維持保全計画と福島町公営住宅等長寿命化計画は国の通知の個別施策計画に位置付けられると考えます。

したがって、町民生活と密接に関連する公共施設等の長寿命化を、有効な財源手当てを基に進めるためには、議会と町民への十分な情報提供等を行い公共施設等総合計画の策定を早急に進めることが必要です。

【まとめ】

本調査にある福島町公営住宅等長寿命化計画については、上記論点の(1)から(3)の意見を十分に検討して進めていただきたい。特にコンセプトについては町長から具体的に何がどうなることがコンパクトシティなのか、構想が提示されませんでした。しっかりと町づくりにおける考えを持っていただきたい。このことは、公営住宅のみならず、今後の町づくりの方向性にも少なからず影響してくるものと考えます。

また、論点(4)に関しては、行政情報の提供・共有と認識度について大きな疑義を感じます。

本年は第 5 次福島町総合計画の策定年であり、国の通知からも公共施設等の長寿命化は町民生活に直結する重要な課題ですが、本調査資料にはこのような説明も一切記載されていません。議会への情報提供と庁舎内の情報共有に欠けていることを重く受け止め反省していただきたい。

また、国の通知に基づく公共施設等総合計画の策定を確認する質問に対して、明確に策定する考えを示さないことは、当該通知をきちんと認識していないのではないかと思わざるを得ません。少子高齢化が著しいこれからの町づくりのあるべき姿に大きく影響を及ぼす重要な計画であり、しっかりと見解をもって推進していただきたい。